

令和6年高島市農業委員会第1回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月10日（水）
午後1時30分から午後3時03分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（16人）

会長	6番	中田正敏
副会長	10番	地村満信
	1番	田中孝敏
	2番	青谷喜代一
	3番	橋本久義
	5番	采野 哲
	7番	前川幸雄
	8番	古谷久栄
	9番	上原満枝
	11番	中川幸雄
	13番	岸田忠則
	14番	山田善嗣
	15番	浅井嘉己（議事録署名委員）
	17番	清水 巧（議事録署名委員）
	18番	足立 功
	19番	石津紘子
- 4 欠席委員（2人）

4番	高木敏一
16番	古田卓見
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 1人
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第1 令和5年度高島市農業再生協議会第2回臨時総会について
 - 第2 令和5年農地の賃借料情報について
 - 第 3 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について

・日 時 令和6年2月9日（金） 午後1時30分
・場 所 高島市役所新館 3階 会議室9・10

事務局	皆様におかれましては何かとお忙しい中お集まりいただきまして有難うございます。事務局一同 本年もよろしくお願いいたします。 それでは、ただ今より令和6年第1回高島市農業委員会総会を開会します。本日は16名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして本総会が成立いたしますことをまずもってご報告いたします。欠席の委員は4番高木委員そして16番古田委員でございます。 続きまして本日の案件でございます。報告事項が2件、報告案件が9件、農地法に基づく許可等案件といたしまして第3条案件が3件、第4条案件が2件、第5条案件が5件でございます。また市長部局からの案件といたしまして、高島市農用地利用集積計画案件が132件、農用地利用集積等促進計画案件が48件、農業経営改善計画の認定案件が13件、合わせまして以上214件につきましてご審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日審議いただきます議事日程第7、議案第4号「高島市農用地利用集積計画の決定について」
------------	---

副会長	は、■■■■の同居のご親族の案件でありますことから退席を求め、また議事日程第9、議案第6号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」は■■番■■■■に退席を求め、他の案件と切り離して審議、採決をいただくことになりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 また、みなさまのお手元に「令和6年第1回高島市農業委員会総会参考資料」を配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。 続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。それでは地村副会長よりお願いいたします。 それでは、ご起立の方よりお願いいたします。総会資料を1枚めくっていただきましたら憲章が載っておりますのでよろしくお願いいたします。私が、「高島市農業委員会」は」と申しあげましたらご唱和の方、よろしくお願いいたします。 (唱 和)
事務局	それでは、中田会長よりごあいさついただきます。ごあいさつの後の総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長をお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、本日の議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。まず日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては私の方から指名させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。 本日の総会の議事録署名委員には、15番浅井嘉己委員、17番清水巧委員を指名いたします。お二方よろしくお願いを申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和5年度高島市農業再生協議会第2回臨時総会」につきまして、出席をさせていただきましたので私から報告をさせていただきます。 令和5年度高島市農業再生協議会第2回臨時総会が、12月13日に開催をされました。協議事項につきましては、令和6年産米の生産目標についてということでございます。それぞれ皆様方の地域の農業組合長、または改良組合長さん等を通じまして、それぞれの生産目標面積というものが

	示されたところであろうと思いますけれども、基本的に申し上げますと滋賀県の全体の生産目標が14万6,100トンでございまして、前年に対し、1,260トン生産が多くなったということでもあります。高島市でございしますが、1万4,086トンの生産目標ということで、前年対比でいきますと235トンの増加があったということでもあります。生産目標の定義につきましては、ご承知のとおり基礎が90パーセント、それから要素10パーセントというようなことでございまして、この要素の10パーセントにつきましては、一等米比率が3分の1、それから種子更新が3分の1、環境こだわりの生産が3分の1というふうなことで、全体で構成をされております。基礎部分等々につきましては、マキノ地域につきましては16.41パーセント、今津地域で17.16パーセント、安曇川・高島・朽木地域で50.06パーセント、新旭地域で16.37パーセントというようなところであります。それから、要素でございしますけれども、それぞれございまして、一等米それから種子更新、環境こだわりがございします。まず一等米につきましては、シェアでいきますとマキノ地域が15.87パーセント、今津地域が25.94パーセント、安曇川・高島・朽木地域が37.0パーセント、新旭地域が21.19パーセント、種子更新につきましては、マキノ地域が16.54パーセント、今津地域が15.58パーセント、安曇川・高島・朽木地域が51.64パーセント、新旭地域が16.25パーセント、また環境こだわりでございしますけれども、マキノ地域が18.83パーセント、今津地域が8.61パーセント、安曇川・高島・朽木地域が58.01パーセント、新旭地域が14.55パーセントというようなところでございします。こうしたことで、例年の規約どおりの形で配分がされまして、それぞれ先ほど申し上げましたとおり、地域の役員の皆様方を通じまして、それぞれの生産者の皆様にご通知を申し上げているというところでございします。以上で報告に代えさせていただきます。
会長	このことにつきまして、何かご質問はございましたらご発言いただきたいと思いますが、ご質問ございませんか。 (質疑、意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、続きまして、第2「令和5年農地の賃借料情報について」事務局より報告をいたします。
事務局	令和5年農地の賃借料情報につきまして、報告させていただきます。

	本日お配りしておりますお手元の資料１「令和５年農地の賃借料情報」をご覧くださいと思います。以前にありました標準小作料制度は、平成２１年１２月１５日に農地法等の一部を改正する法律が施行され廃止されたことに伴い、農業委員会において農地法第５２条に基づく賃借料情報を提供することになり、平成２２年から前年に締結された賃貸借契約の賃借料情報を合併前の旧町村ごとに集計し公表させていただいております。 今回、令和５年１月から令和５年１２月までに締結された農地の賃貸借契約における賃借料水準を、全国農業会議所が発行しております「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき集計いたしまして「令和５年農地の賃借料情報」を作成させていただいております。地域の実情を踏まえた賃借料の情報としまして、農地の賃貸借契約を締結される場合の参考としていただきたいと考えています。なお令和４年の賃借料情報から参考として使用貸借の地域別件数を掲載しております。また朽木地域の賃借料につきましては集計すべき件数が少ないため、平均、最高、最低の数値が同額となっております。併せまして朽木地域の物納につきましては集計すべき件数が１件もなかったことを申し添えます。この賃借料情報は市の広報誌「広報たかしま」３月号および市のホームページに掲載するとともに、事務局のカウンターに備え置かせていただきます。以上でございます。
会長	本件につきまして、何かご意見やご質問はございませんか。 （質疑、意見なし）
会長	ないようでしたら、以上で日程第２「報告事項」を終わります。
会長	続きまして、日程第３ 報告第１号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局より説明いたします。
事務局	３ページをお開きください。報告第１号、農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第５号の規定に基づき、これに回答したので同条２項の規定に基づき報告します。令和６年１月１０日。高島市農業委員会会長。 番号１。土地の表示、地番４７１番１。地目、田。面積５１０平方メートル。現況非農地。番号２。地番３１１番。地目、田。面積１２６９平方メートル。現況非農地。番号３。地番７４０番２。地目、畑。面積７２平

	方メートル。現況非農地。番号４。地番３８５番。地目、畑。面積１６５平方メートル、他９筆。計１０筆、２、８２２平方メートル。現況非農地。番号５。地番３１８番。地目、畑。面積５７１平方メートル。現況非農地。番号６。地番４８９番１。地目、田。面積８５平方メートル、他１筆。計２筆、１２７平方メートル。現況非農地。番号７。地番９番７。地目、田。面積３７３平方メートル。現況非農地。番号８。地番３５８７番。地目、田。面積１、０４０平方メートル、他１筆。計２筆、１、３９５平方メートル。現況非農地。番号９。地番６５７番。地目、田。面積３０７平方メートル、他１筆。計２筆、１、７２１平方メートル。現況非農地。計９件、８、８６０平方メートル。本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号９について、事務局で現地調査し既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑、意見なし）
会長	それではご意見ないようですので、以上で、日程第３「報告第１号」を終わらせていただきます。
会長	続きまして、日程第４、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局およびそれぞれ担当いただきました農業委員から説明をお願いいたします。
事務局	５ページをお開きください。高島市農委議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年１月１０日。高島市農業委員会会長。農地法第３条の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 ６ページをお開きください。１．所有権の移転。番号１。土地の表示、地番６９６番。地目、田。面積６６７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１ページから２ページをご参照ください。申請地は遠隔地に居住しており、経営規模を縮小したい譲渡人と申請地の隣接地に転

	居し農業を始めたい県外在住の譲受人が、売買により田1筆を所有権移転するものです。農地復元計画書を添付されており、復元後は畑として利用し、白菜、大豆、トウモロコシを栽培する計画です。譲受人世帯における農機具の保有状況について、耕運機と草刈り機を譲渡人から借り受け、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
青谷委員	2番青谷でございます。ただ今の件、事務局の説明どおり、移住をされてきて、そのお宅の隣接の農地を家庭菜園的に利用されるということでございますので、特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号2。土地の表示、地番17番。地目、田。面積654平方メートル。地番53番。地目、田。面積1,606平方メートル。計2筆2,260平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから4ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住し高齢で農業に従事できない譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよい今津の農地所有適格法人が、贈与により所有権移転するものです。申請地は畑として利用し野菜を栽培する計画です。譲受法人における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
采野委員	5番采野です。資料集の3ページを見ていただくとわかるんですけども、今回出てきた土地の東側に隣接している農地を、今回の譲受人が以前に購入されております。なぜか今回出てきた農地の部分がそこから漏れていたということで、今回譲渡人と譲受人の話がまとまってこのような申請になりました。事務局の説明にあったとおり、現在の所有者の方は高齢で県外におられるので贈与するというこらしいです。以前から今回の譲受人がこの農地の管理をされておりましたので、私も現地見てまいりましたけれど、きれいに管理されておりますので何も問題ないと思えます。慎重にご審議よろしく申し上げます。
事務局	番号3。土地の表示、地番485番。地目、畑。面積148平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから6ページをご参照ください。申請地は、耕作することが難しい譲渡人と、居住地に隣接する畑で耕作したい朽木在住の譲受人との間で話がまとまり売買により所有

上原委員	権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況は管理機が1台、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 9番上原です。現地へ寄せていただきました。狭い土地でしたけれども本当に山とひっついていて、畑として利用したいとは譲受人さんはおっしゃってるんですけども、なかなか耕作は難しい土地かなとは思いつつながら見せていただきました。譲渡人も譲受人もお若いんですけども、本当に譲受人さんのお家の裏なので管理をするということでした。ご審議よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議に入ります。本件についてご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見やご質問がないようでございますので、これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。所有権の移転、番号1の案件について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」のあった所有権の移転、番号1から番号3の案件は申請のとおり許可することに決定

	しました。
会長	次に、日程第５、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	７ページをお開きください。高島市農委議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年１月１０日高島市農業委員会会長。農地法第４条の規定による許可申請について。農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。８ページをご覧ください。 番号１。土地の表示、地番１４４番。地目、畑。面積５１２平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の７ページから９ページをご参照ください。本件は、申請者である寺院の来客用の駐車場として利用するため、畑１筆を農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域、準工業地域であるため、第３種農地と判断され立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については北側にＵ字溝を設置し水路へ放流します。なお申請地は、昭和５５年４月ごろに事前に農地法による転用許可を得ずに駐車場として造成してしまい申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。顛末案件でございまして、現在は資料集の写真見ていただきますと、９ページのとおり駐車場になっています。昭和５５年４月ごろにされたということであります。申請人も反省しておられます。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号２。土地の表示、地番８５２番１。地目、田。面積１，４０３平方メートル。転用目的、長屋住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の９ページから１１ページをご参照ください。本件は、長屋住宅２棟１４戸の建設と駐車場２１台分を整備するため、田１筆を農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域、第１種住居地域であるため第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考え

	られます。周辺の被害防除について、雨水排水については西側の既設道路側溝へ放流します。東側および北側は、L型擁壁とコンクリートブロックを設置します。また雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年4月上旬から11月下旬の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただ今の事務局の説明とおりでございます。今回の農地は湖西線の安曇川駅から500メートル以内のところにあります。長屋住宅を建てられるということでございます。現地確認をしました、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について審議を行います。本件につきまして、ご意見ご質問がございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようでございますので、これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」のあった番号1から番号2の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

会長	次に、日程第 6、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	9 ページをお開きください。高島市農委議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和 6 年 1 月 10 日高島市農業委員会会長。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。10 ページをお開きください。 1 所有権の移転。番号 1。土地の表示、地番 5 番 1 1。地目、田。面積 692 平方メートル。転用目的、長屋住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 12 ページから 14 ページをご参照ください。本件は、譲受人が長屋住宅 1 棟 8 戸を建設するため、田 1 筆を売買により譲受け農地転用するものです。農地区分は申請地は都市計画の用途地域、第 1 種住居地域であるため、第 3 種農地と判断され立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については雨水枡から南側の既設道路側溝へ放流し、東側には L 型擁壁を設置します。また、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は、4 月上旬から 9 月下旬の予定です。以上でございます。
前川委員	7 番前川でございます。今ほど事務局の説明のあったとおりでございます。またあわせて、現地の方に出向きまして確認をしていることを報告いたします。審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	番号 2。土地の表示、地番 1 1 番 2。地目、畑。面積 227 平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 14 ページから 16 ページをご参照ください。本件は、居住している官舎が手狭となり一般住宅を建築するため、畑 1 筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画の用途地域 第 1 種住居地域であるため第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は北側の既設道路側溝へ放流します。雑排水は公共下水道へ接続し放流し、造成面には排水勾配を設けます。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する

前川委員	旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は、3月上旬から12月下旬の予定です。以上でございます。 7番前川でございます。今ほどありました事務局の説明のとおりでございます。そして現場の方に出向きまして確認もしております。慎重審議よろしく申し上げます。
事務局	番号3。土地の表示、地番952番4。地目、田。面積205平方メートル。地番952番10。地目、田。面積197平方メートル。計2筆、402平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の17ページから19ページをご参照ください。本件は、建設業を営む譲受法人が、工事車両の台数が増えたため駐車場を拡張するため、田2筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域の用途地域、第1種住居地域であることから、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は西側および北側の側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、1月中旬から3月末日の予定です。以上でございます。
山田委員	14番山田です。申請内容につきましては、今事務局から説明のあったとおりでございまして、当該土地は譲受人の事務所に隣接した土地になっております。現地も確認いたしました。特に問題はないというふうに思います。よろしく申し上げます。
事務局	番号4。土地の表示、地番7番14。地目、田。面積323平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の20ページから22ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受法人が事業計画の一環として宅地分譲するため、田1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域の用途地域、第1種住居地域であることから、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については北側および東側の既設道路側溝へ放流します。また南側は、コンクリートブロックを新設します。万一被害が生じた場合には、譲

	受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。転用について、隣接する農地の所有者の承諾書も添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、1月中旬から3月中旬の予定です。以上でございます。
山田委員	14番山田です。申請内容につきましては、今事務局から説明のあったとおりです。現地も確認いたしました。特に問題はないというふうに思われますので、よろしくお願いします。
事務局	番号5。土地の表示、地番1049番3。地目、田。面積146平方メートル。転用目的、建売分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の22ページから24ページをご参照ください。本件は、県外で不動産業等を営んでいる譲受法人が、分譲開発団地内にある申請地で戸建て住宅を建売するため、田1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は分譲開発団地内で周りに住宅等があり、住宅等が連たんしているため、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については西側の道路側溝へ放流します。また、雑排水は合併浄化槽により道路側溝へ排水します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお申請地は、昭和50年ごろに先代が耕作をしていましたが、長らく放置状態となり、平成16年11月に譲渡人が相続した際も、開発団地内に存在している土地であったため農地としての認識がなく、草刈り程度を実施してきたものの、農地法に基づかない活用状況であったことにより、申し訳ない旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、2月下旬から6月下旬の予定です。以上でございます。
石津委員	19番石津です。こちらは隣が原野ということで、それとあわせて宅地にしますという話を伺っております。現地も確認しておりますが、周りに住宅があり大丈夫かと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言ください。何かございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決を行います。まず「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号1から番号5の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次の日程の議案説明のために、ここで農業政策課の職員が入室いたします。

会長	日程第 7、議案第 4 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	11 ページをお開きください。高島市農委議案第 4 号、高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和 6 年 1 月 10 日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和 6 年 1 月 19 日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和 6 年 1 月 19 日、滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は 13 ページでございます。なお、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1 利用権設定について、利用権設定農用地は 112 筆、利用権設定面積は 145,676 平米でございます。内訳としまして新規 54 筆、面積は 75,375 平米、継続 58 筆、面積 70,301 平米です。利用権設定者は 38 名、農用地利用申出者は 23 名でございます。その他、利用権設定各筆明細は 14 ページから 25 ページのとおりでございます。続いて所有権移転について、所有権移転農用地は 20 筆、所有権移転面積は 35,359 平米、所有権譲渡者、売り手は 10 名、所有権譲受者、買い手は 9 名、その他所有権移転各筆明細は 26 ページから 27 ページのとおりでございます。農用地利用申出者および所有権移転譲受者 32 名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 4 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議に入ります。 まず、14 ページから 25 ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 112 の案件について、審議を行います。本件につきまして、ご意見やご質問ございましたらご発言ください。はい采野委員。

采野委員	5 番采野です。ちょっと質問なんですけど、14 ページの番号 2 から番号 6 の面積の書いてある「うちなんぼ」という数字が小さいのは、これ何かあるんですか。
農業政策課	水稻共済の面積を書かせていただいています。
采野委員	これは、他の人は全部台帳面積ということですか。
農業政策課	一応、他の出してもらっている方には、登記簿上の台帳の面積で書いてもらっていたんですけど、この「うち何平米」と書かせてもらっているところについては、その登記簿上の面積ではなくて、水稻共済の面積で計算をされるということでしたので、そのように書かせていただいています。
采野委員	今までそんなことしていました？僕個人的な認識やったら、全部これ、水稻共済の水張面積で地代計算してたんちがうかなと思ってたから。それ以外の方は全部台帳面積で？
農業政策課	他の方は台帳の面積で書かせていただいています。
会長	管理機構の場合ですと、基本は台帳面積、年貢の支払いの方法につきましては水稻共済面積か台帳面積かどちらを選択されますかということで後日照会が来て、大概の場合は個人間でも水稻水張でいきますんで、それだということとその金額になっていくというのが現行かなと思います。本来ここに括弧書きはいらんと思う。それは個人間の年貢の支払いの話であって、これを第三者が徴収して払うというには、ならんかなと思います。この基盤強化は。個別契約ですので。どこかの機構を通していいわけではないので。この括弧書きは要らんと思いますけど、まあ参考で書かれたというようなことで審議上はそうご解釈いただきたいなと思います。
会長	他ございませんか。はいどうぞ。
中川委員	11 番中川です。ちょっと教えてほしいんですが、番号 59 から 76 の関係で賃借の物納か何かわからないのですが、そこが全部白紙になっているんで、条件がどのようなになっているのかちょっと気になるのと、今それ以外にもその欄が抜けているところがあります。何か条件めいたものが他にあるのかどうか。ここに書けてないのかどうか、ちょっとお聞きをいた

農業政策課	したいと思います。 この借賃の横棒の引いてある、記載のないところについては、この契約上で、他の１反何円と書いてあるところについてはそういう契約でされているんですけど、横棒については、そういった契約のない、無償で契約をされているというもので使用貸借権と呼ばれるもので契約されているので、横棒で線を引かせていただいています。
会長	よろしいですか。他ございませんか。それではご意見他にないようでございますので、これより、議案第４号「高島市農用地利用集積計画の決定について」採決を行います。まず、１４ページから２５ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号１１２の案件について、採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号１１２の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	次に２７ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号２０の案件について、審議を行います。法第３１条第１項の規定により■■■番、■■■■の退席を求めます。 （■■■■ 退席）
会長	それでは本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見ないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号２０の案件について採決します。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号２０の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。 (入場・着席)
会長	続いて２６ページから２７ページ、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号１から番号１９の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号１９の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１から番号１９の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	次に 日程第８ 議案第５号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局及び農業政策課から説明をお願いします。
事務局	２８ページをお開きください。高島市農委議案第５号、農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和６年１月１０日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。 １、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。 ２、公告予定年月日、令和６年２月２９日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和６年２月２９日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画

	は３０ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は４８筆、権利設定面積は８９，８０１平米、農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は１５名、権利の設定を受ける者、借り手は７名、その他、農用地利用集積等促進計画は３１ページから３４ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見ないようでございますので、これより、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の作成について」採決を行います。３１ページから３３ページ、農用地利用集積等促進計画 番号１から番号３４、および３４ページ農用地利用集積等促進計画 機構から受け手 番号１から番号１４について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、３１ページから３３ページ、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号３４、および３４ページ、農用地利用集積等促進計画、機構から受け手、番号１から番号１４の案件については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	日程第９、議案第６号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局及び担当、農業政策課より説明をお願いします。
事務局	３５ページをお開きください。高島市農委議案第６号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和６年１月１０日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定

農業政策課	に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要等につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課大辻と申します。私の方より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。今回申請がありましたのは継続が12件のうち、今津地域で1件、新旭地域で9件、安曇川地域で1件、高島地域で1件、新規が高島地域で1件の合計13件となっております。それぞれの申請につきましてご説明申し上げます。36ページをご覧ください。 まず番号1の■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は2,130.9アールであり、これを2,600アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は2,950アールまで拡大され、今後はご家族で4,000アールまで拡大すると計画されています。今後は、集約が進んでいる田の畔を取り払って6反以上の区画を増やし作業効率の向上に取り組むなどし、ご家族とともにコスト管理を徹底しながら所得の向上を図る計画を立てられています。 続きまして、37ページをご覧ください。番号2の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は1,435アールであり、現状は1,391.6アールに減少となりましたが、今後は点在している農地の集約を進めるなどにより経営面積を1,400アールに拡大し、水稻品種の分散をして作業集中を回避し作業効率を上げることや飼料米の作付けを増やすことにより所得の向上を図る計画を立てられています。 続きまして、38ページ、番号3の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は210アールであり、現在も維持されています。今後は専業で農業経営を行い農地の集約を進めて経営面積を700アールまで拡大し、コスト管理を徹底しながら農業所得の向上を図る計画を立てられています。 続きまして、39ページをご覧ください。番号4の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は487アールであり、現在は445.7アールに減少となっておりますが、今後も経営面積は維持しつつ、生産方式の合理化を図り、米の直売や新たな野菜栽培の取組により所得の向上を図る計画を立てられています。 続きまして、40ページをご覧ください。番号5の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は1,900アールであり、現在も維持されています。今後も耕作面積は維持しつつ、点在している農
--------------	---

地の集約化を進め、食味の向上を目指すなど販売単価の向上により所得増加を図る計画を立てられています。

続きまして、41ページ、番号6の[]さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は927.8アールであり、現在は目標を超えて1,220.3アールまで拡大されました。今後は米の新品種の作付けにより作期分散に取り組みつつ品質向上による売上単価向上を図るとし、経営面積を1,400アールまで拡大する計画を立てられています。

続きまして、42ページをご覧ください。番号7の[]さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は340アールであり、現在は325アールに減少となっておりますが、将来の専門化に向けて経営面積は維持しつつ、生産方式の合理化を図り、作業の効率化を図って徐々に経営面積を拡大し農業所得の向上を目指す計画を立てられています。

続きまして、43ページ、番号8の[]さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は453アールであり、現在は目標を超えて515.5アールに拡大されています。今後は点在している農地を集約して合理化を図り、資材の価格高騰に対応できる経営管理を目指しつつ、家族での話し合いから労働時間を適正化し経営を改善していく計画を立てられています。

続きまして、44ページをご覧ください。番号9の[]さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は1,609アールであり、現在も維持されていますが今後は農地の交換等により集積を進め、1,900アールまで拡大する計画を立てられています。今後は主食用米の契約栽培面積を増加させ、ニーズに応じた品種選定を行うなどにより販路を拡大し、経営の改善を図るとされています。

続きまして、45ページ、番号10の[]さんの農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は3,512.2アールであり、現在は3,104.9アールに減少していますが、地域計画をもとに集落での話し合いを進める中で農地の集約化を図り、3,750アールまで拡大する計画を立てられています。作物の品質改善を進めながら販売における価格交渉にも積極的に取り組み、労働時間の適正化にも取り組んで経営の改善を図るとされています。

続きまして、46ページをご覧ください。番号11の[]の農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は5,348アールであり、現在は目標どおりに面積を拡大し6,552アール経営されています。今後は従業員一人ひとりの経営感覚を高めながら農作物の収量や品質の向上、また、高収益作物の作付けなどにより収益確保を図

	る計画を立てられています。 続きまして、４７ページ、番号１２の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。５年前の経営面積は８６３．３アールであり、現状は目標面積に到達されていませんが、今後は集積・集約を進め、１，３００アールに拡大する計画を立てられています。今後は、栽培管理方法や計画を見直しながら経営状況を分析し、コスト管理を徹底していくとともに農作物の付加価値を高めて農業所得の向上を図るとされています。 最後です。４８ページをご覧ください。新規で番号１３の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。現状は水稻と施設野菜で１４６．３アールを経営されており、今後に向けては青色申告を取り入れ、補助事業等を活用しながらコストを抑えた経営を目指し、農地の集積・集約を進め、５年後には経営面積を３０２．３アールまで拡大する計画を立てられています。以上の１３件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、また各関係機関から同意いただいておりますことを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第６号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議を行います。それでは、まず４８ページ、番号１３の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により■■■番■■■■の退席を求めます。 （■■■■ 退席）
会長	それでは本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか、ご意見が無いようですので、これより、番号１３の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、番号１３の案件については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

	(入場・着席)
会長	続きまして、36ページから47ページ、番号1から番号12の案件について、審議を行います。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。はい采野委員どうぞ。
采野委員	5番采野です。農業経営改善計画の継続、たくさん出ているんですけど、5年間の計画ということだと思んですけど、45ページの番号10について、農業機械等の現状と取得計画の部分で、ものすごい数の追加とか更新とかついているんですけど、これ計画として本当に5年間のうちにできるという見込みがあって書かれているのか、そのあたりを他のところも意見求められたと思っているんですけど、出ているのか出ていないのかこれについて。
農業政策課	はい、お答えいたします。まずこの目標2028年における機械の台数につきましては、必ずしもこれをそのとおり買わなければならないという認識はいたしておりませんで、この5年間に更新すべきものは、この規格でしていきたいということをお聞きしております。皆さんもご承知のとおり、この制度の中でこちらの計画書の中に記載のある機械、設備等については、ある一定の資金であつたりの優遇を受けられるということが一つございますので、中にはすべて5年以内に、すべてを購入されることがないこともあるんですけども、こちらに記載がないとその優遇が受けられませんので、多めにと言ったら言い方は悪いんですけども、もしものことを考えてここに書かれるということは認識しております。また、県の方、農業農村振興事務所、農産普及課からの意見の中には、やはりたくさん、機械を購入されることにより、減価償却費の増大による経営の圧迫や所得の減ということが一定推察されますのでそれにつきましては、計画的に導入されることを税理士等ともご相談ください、というような意見をいただいております。以上でございます。
采野委員	その優遇というのは、農業経営基盤強化準備金制度の積立に回せるという意味の優遇ということなんですかね。
農業政策課	今申し上げた優遇というのは、例えばスーパーL資金の金利負担の軽減であつたりということを指しております。

采野委員	まあいいんですけど、実際この計画に書くと、個人的な意見ですけど、この5年間の計画を書くときに、買うか買わないかわからないけどとりあえず書きましたという考え方で、この農業経営改善計画の本来の趣旨から外れてへんのかなと思って。
農業政策課	買うか買わないか、とおっしゃられますとちょっと語弊があるかなと思うんですけど、買う予定をしておりますが、この5年間で必ずしも達成できるとは限りません、というふうに認識しております。
采野委員	いやそれやとね、その下の4段にもいろいろ経営管理の合理化とかね、経営の改善について書いてあるじゃないですか、こうします、こうしますって。そういうものとこの機械設備の計画はある程度リンクしていないと、なんか計画書として、個人的にはおかしいなと思うんですよ。
農業政策課	おっしゃることは理解します。この台数をもって、この計画を達成できるのかどうかの見定めができていいのか、というところですよ。もちろんすべてこれの、例えば経営現状面積等を足し合わせて〇か×かってしているわけではございませんので、細かくこのあと2台は不要なんじゃないかとかいうようなことは、正直できておりませんというか、しておりません。そのうえで、我々も農業経営に関して素人の部分もございますので、他の関係機関にご意見求めて、例えば今の県の意見とかも照らし合わせて過剰でない限りは、個々に計画されることについては、認定すべきと考えております。
采野委員	これは、この計画で言うたら、はっきり言ってありえへん計画、金銭的に、ということだけ言っておきます。
会長	他ございませんか。はいどうぞ。清水委員。
清水委員	17番清水です。番号11の案件ですけども、この組織はもう間もなく合併されますよね。じゃあ今回継続審議されて、合併までの間の計画書ということでしょうか。
農業政策課	お答えいたします。お話ではこの4月以降に■■■■さんが合併されて一つの組織になられるということは、お話としてお聞きしているんですけど

	も、現時点ではこの[]さん単体での継続を認定申請されました。というのも、4月までちょっと期間がもし切れてしまって、空いてしまうというところに不都合を生じさせてしまうというところと、この4月以降の合併以降の経営については、やはり[]さん単体でつくれるものではないというところでしたので、仮に[]さん単体でこのまま経営をされた場合の今後の計画として受付させていただきました。なお4月以降合併をされまして、新たにその新しい組織で認定を申請されるにあたりましては、一から新規で受け付けをさせていただきたいと考えています。
会長	他ございませんか。それでは、ご意見も尽きたようでございます。これり、番号1から番号12の案件について、採決に入らせていただきます。まず番号1の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号5の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号６の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号８の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号９の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１０の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１１の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１２の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第６号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めること

会長	について」番号 1 から番号 1 2 の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。 それでは長時間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございます。以上をもって議事日程は、全て終了とさせていただきます。 （午後 3 時 0 3 分 議事終了）
----	---

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 15番 _____

議事録署名委員 17番 _____